

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月16日

支出負担行為担当官  
沖縄総合事務局総務部長  
田中 愛智朗

### 1 工事概要

- (1) 工事名 平成22年度 宮古伊良部農業水利事業  
仲原地下ダム（ホグタ中央部）工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市城辺字友利地内
- (3) 工事内容 ①止水壁工 L=126.0m  
施工始点 測点 NO. 16+23.650  
施工終点 測点 NO. 18+49.650  
施工面積 4,853m<sup>2</sup>  
締切面積 4,020m<sup>2</sup>  
②仮設工 一式
- (4) 工期 平成23年5月9日まで。（予定）
- (5) 使用する主要な資機材 生コンクリート、セメント（普通ポルトランドセメント）、調整スラグ、ベントナイト、フライアッシュ
- (6) 本工事は、入札時に品質の向上と性能の確保に係る技術提案（以下「V E提案」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準A型）のうち品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。また、品質・安全等の確保がされないおそれのある極端な低価格での調達を見込んでいないかなど厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
- (7) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事である。ただし、入札時のV E提案範囲は対象としない。
- (8) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
- (9) 本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係わる確認及び入

札について、原則として電子入札システムにより行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得た者は紙入札方式で行うことができる。

## 2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている単体、若しくは条件を満たしている二者又は三者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）として沖縄総合事務局長から資格認定を受けた者であること。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 沖縄総合事務局における「農林土木工事」に係る平成21・22年度一般競争参加資格の認定を受けていること。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、上記2の(3)の再認定を受けた者を除く。
- (5) 単体または特定JVの代表者は沖縄総合事務局における「農林土木工事A等級」であること。また、特定JVの代表者以外の構成員は、「農林土木工事A等級」又は「農林土木工事B等級」であること。
- (6) 施工実績

平成7年4月1日以降（過去15年間）に元請けとして完成・引渡しが完了した同種工事の施工実績を有すること。

単体は、次に掲げる①、③の同種工事の施工実績を有すること。

特定JVの代表者は、次に掲げる①の同種工事の施工実績を有すること。代表者以外の構成員は、次に掲げる②の同種工事の施工実績を有すること。さらに、特定JVについては代表者、構成員のいずれかが③を有していること。

ただし、経常建設共同企業体にあつては構成員のうち1社が同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体としての施工実績は出資比率が20%以上の場合に限る。）なお、当該実績が各地方農政局等の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあつては、評定点が入札説明

書に示す点数未満のものを除く。

- ① 原位置攪拌工法による止水壁、土留壁等において掘削深度30m以上の柱列式地下連続壁（以下「止水壁工事」という。）の施工した実績を有する工事とする。
- ② 現場打設200m<sup>3</sup>以上のコンクリート構造物の施工実績を有する工事とする。
- ③ 「沖縄県赤土等流出防止条例（平成6年10月20日 沖縄件条例36号）」に基づく赤土等流出防止対策の施工実績または同等の施工実績を有すること。

(7) VE提案等が適正であること。

- ① VE提案の提出にあたっては、入札説明書に示す全ての条件を満足し、内容が適正であること。なお、VE提案に基づく施工計画を併せて提出すること。
- ② 上記①のVE提案が適正と認められない場合、また、標準案に基づいて施工する意志がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。
- ③ 上記①、②の施工計画が適正と認められない場合は、競争参加資格を認めない。

(8) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。なお、当該実績が各地方農政局等の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

- ① 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
  - ア 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る）又は、林業部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る））の資格を有する者
  - イ 建設業法第15条第2号で定められている者のうち一級土木施工管理技士以外の者とする。
- ② 平成7年4月1日以降に、上記2の(6)①に掲げる工事の経験を有する者であり、かつ、実績工事の全実施期間に従事していた者であること。ただし、全実施期間に従事していなかった場合であっても、入札説明書に示す場合に限りこれを認める。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ④ 特定JVの場合、代表者の配置予定技術者が上記(6)①の工事経験を有

する者であること。また、代表者以外の構成員の配置予定技術者は必要な経験は求めない。

- (9) 本工事に経常建設共同企業体として資料を提出した場合、その構成員は単体として資料を提出することはできない。
- (10) 申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に「沖縄総合事務局工事請負契約指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けていないこと。
- (11) 沖縄総合事務局が発注した工事で当該工事種別に属するもののうち、一定期間内に完成した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が入札説明書に示す点数以上であること。
- (12) 上記1に示した工事に係る設計業務等の請負者（請負者が設計共同体である場合においては、当該設計共同体の各構成員をいう。以下に同じ。）又は当該請負者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (13) 「農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）」及び「内閣及び内閣府所管に係る発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成22年3月31日付け府会第387号内閣府大臣官房会計課長通知）」に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事及び内閣府所管に係る発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (14) 沖縄県内に本支店、営業所があること。

### 3 総合評価方式に関する事項

#### (1) 評価項目

- ① 施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）
- ② VE提案
- ③ ヒアリング

#### (2) 総合評価の方法

- ① 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を50点とする。
- ② 「施工体制評価点」の算出方法は、技術資料の内容に応じ、施工体制（品質確保の実効性、施工体制確保の確実性）の評価を行い、施工体制評価点を付与する。
- ③ 「加算点」の算出方法は、次のア、イに示す「VE提案評価点」及び「ヒアリング評価点」の合計とする。

ア 「VE提案評価点」は、VE提案について評価した結果、得られた「評価点数」の合計値が入札参加者の「評価点数の合計値」のうち最も高い者に40点を与える。その他の者は「評価点数の合計値」に応じ、按分して求められる点数を付与する。

イ 「ヒアリング評価点」は、「施工計画資料」及び「VE提案等をもとにヒアリングを実施した結果」等に応じて最大で10点を付与する。

- ④ 価格と価格以外の要素を総合的に評価する施工体制確認型総合評価落札方式（標準A型）は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者の「標準点」と「施工体制評価点」及び「加算点」の合計を入札参加者の入札価格で除して得た数値（{標準点+施工体制評価点+加算点} / 入札価格、以下「評価値」という。）により行う。
- ⑤ 施工体制評価点の評価結果が低い者に対しては、加算点についても減じる措置を行う。

(3) VE提案について

① VE提案の作成

VE提案は、入札説明書に基づき作成するものとする。

② VE提案における条件

設計条件及び現場条件等の詳細は入札説明書による。

③ VE提案等のヒアリングを行う。

ヒアリングの日時・場所等の必要事項は別途通知する。（詳細は入札説明書による。）

④ VE提案の採否

VE提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

(4) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者の評価値の最も高い者を落札者とする。なお、落札の条件は、次のとおりとする。

ア 入札価格が、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

イ VE提案及び施工計画が発注者の予定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。ただし、落札者となるべき者の評価値によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の制限の範囲

内である者かつ適切な評価値と考えられる入札をした者のうちから、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- ② 上記①において、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。
- ③ 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。

(5) 評価内容の担保

実際の施工に関しては、V E 提案及び施工計画に記載された内容により施工するものとし、工事完了後に履行状況について検査を行う。請負者の責によりV E 提案及び施工計画に記載された内容が満足できない場合は、下記の取扱いを行う。

- ① 違約金の徴収
- ② 工事成績評定点の減点措置

なお、詳細は入札説明書によるものとする。

#### 4 入札手続等

- (1) 担当部局〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号  
那覇第2地方合同庁舎2号館  
沖縄総合事務局総務部会計課支出負担行為第二係  
末次 敦  
電 話 0 9 8 - 8 6 6 - 0 0 3 1  
(内線 8 1 3 4 1)

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

- ① 交付期間 平成22年6月16日から平成22年8月19日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ② 場所 上記4の(1)と同じ
- ③ その他 配付資料は無料である。

(3) 申請書、資料及び紙入札参加承諾願の提出期間、場所及び方法

- ① 提出期間 平成22年6月16日から平成22年7月6日まで(行政機関の休日を除く。)の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ② 場所 上記4の(1)と同じ
- ③ 提出方法 電子入札システムにより提出すること。ただし、容量が3MBを超える場合は、持参により提出すること。郵送又はFAXによるものは受け付けない。

また、電子入札システムによりがたい者で、紙入札方式参加承諾願により発注者の承諾を得た場合にも、持参により提出すること。

- ④ 紙入札参加承諾願の提出期間及び場所は上記①、②と同じ
- (4) 入札、開札の日時、場所及び提出方法  
電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参すること。
- ① 提出期間 平成22年8月17日から平成22年8月19日まで（行政機関の休日は除く。）の午前9時30分から午後4時まで。
- ② 提出場所 上記4の(1)に同じ
- ③ 開札 平成22年8月20日 午後2時 沖縄総合事務局7階 入札室
- ④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。
- (5) 入札説明書に対する質問  
入札説明書に対する質問がある場合は、次により書面（様式任意）にて提出すること。
- ① 提出期間 平成22年6月16日から平成22年8月12日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ② 場所 上記4の(1)に同じ。
- ③ その他 持参又は郵送にて提出することとし、FAXによるものは受け付けない。
- (6) 上記(5)に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。
- ① 閲覧期間 平成22年6月16日から平成22年8月16日まで（行政機関の休日を除く。）の午前9時30分から午後4時30分まで。
- ② 場所 上記4の(1)に同じ。

## 5 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
- ① 入札保証金 免除する。
- ② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行那覇支店）。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。
- ア 利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行那覇支店）
- イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証（取扱官庁 沖縄総合事務局）。また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を

行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者の入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定後、CORINS等により配置予定監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、配置予定監理技術者等の変更は認められない。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (8) 請負者が次に掲げるいずれかに該当したときは、請負者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（本契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
  - ① 公正取引委員会が、請負者に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（独占禁止法第8条第1項第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - ② 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は独占禁止法第66条第4項の規定による審決において、独占禁止法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。
  - ③ 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第13項又は第16項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
  - ④ 請負者が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 上記(8)の④に規定する場合に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、請負者は発注者の請求に基づき、上記(8)に規定する請負代金額の10分の1に相当する額のほか、請負代金額の100分の5に



相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- ① 上記(8)の②に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があるとき。
- ② 上記(8)の④に規定する刑に係る確定判決において、請負者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- ③ 請負者が発注者に入札心得第4条の3（公正な入札の確保）の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

また、請負者が上記(8)及び(9)の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、請負者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

- (10) 予決令第86条に規定する調査を受けた者との契約に係る契約保証金の額は10分の3以上とし、前金払の金額は、請負代金額の10分の2以内とすること。

- (11) 契約後V E提案について

契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係わる設計図書の変更について、発注者に提案することができる。この提案が適正と認められた場合は、設計図書を変更し、必要があると認められた場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細については特別仕様書による。

- (12) V E提案内容については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

- (13) 発注者がV E提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においてもV E提案を行った建設業者の責任が否定されるものではない。

- (14) 施工体制確認のためのヒアリングを実施するとともに、その際、追加資料の提出を求めることがある。

- (15) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

- (16) 一般競争参加資格の確認を受けていない者の参加 上記2の(3)に掲げる一般競争参加資格の確認を受けていない者も、上記4の(3)により申請書、資料及び入札時の技術提案を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時までに、当該資格の確認を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けていなければならない。

(17) 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- ① 競争参加資格がないと認められた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（行政機関の休日を除く。）以内に、支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認められた理由について説明を求められるものとする。
- ② 競争参加資格がないと認められた者が説明を求める場合は、書面を持参することにより行うものとする。
- ③ 書面の提出先 上記4の(1)に同じ。
- ④ 支出負担行為担当官は、上記①の説明を求められたときは、原則として上記①の競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求められる最終日の翌日から起算して7日以内に、説明を求めた者に対し、書面により回答するものとする。

(18) 電子入札について

- ① 電子入札システムによる手続き開始後に、紙入札方式への途中変更は原則的に行わないものとするが、入札参加者にやむを得ない事情が生じた場合には、発注者の承諾を得て紙入札方式に変更するものとする。
- ② 電子入札システムに障害等やむを得ない事情が生じた場合には、紙入札方式に変更する場合がある。

電子入札システムに係わる運用については、「沖縄総合事務局総務部 電子入札運用基準」による。

(19) 低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について

開札の結果、予決令第86条に規定する調査（以下、「低入札価格調査」という。）の対象工事となった場合は、「低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策について」（平成18年4月25日付け18農振第177号農村振興局整備部長通知）に基づき、次のとおり低入札価格調査対象工事に係る品質確保等の対策を実施する。

① 監督体制の強化等

ア 施工体制の点検

施工体制台帳提出時に施工体制の確保を図るため、主として、一般管理費、現場管理費の構成項目の内訳費用の詳細について提出を要請し、施工体制確認の追加資料との整合を確認する場合がある。さらに、「施工段階における確認マニュアル(一部改正)」（平成18年3月31日付け農村振興局設計課施工企画調整室長事務連絡）等に基づき、重点的な工事監督を実施する。なお、事前通告をしないで点検することがある。

イ 下請け契約状況の調査

低入札価格調査ヒアリング時に下請契約計画書を提出し、施工体制確認のための追加資料との整合を確認し、その後契約内容の詳細について提出を求める場合がある。なお、事前通告をしないで点検することがある。

ウ 請負者側技術者の増員について

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事が低入札価格調査対象工事となった場合、請負者は沖縄総合事務局管内（農林水産部発注工事）において、本入札公告を行った日から過去2年以内に完成した工事、あるいは契約時点で施工中の工事に関して、以下のいずれかの要件に該当するときは、主任（監理）技術者と同等の要件を満たす別の技術者1名を専任で現場に配置させることとし、低入札調査資料提出時点で追加する配置予定技術者の資格等確認資料を併せて提出すること。なお、当該資料の提出がなかった場合は、落札決定しない場合がある。

- a 工事成績70点未満の評定を通知された者
- b 発注者から施工中又は施工後において、工事請負契約書に基づいて修補又は損害賠償を求められた者。ただし、軽微な手直し等は除く。
- c 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長もしくは監督職員から書面による警告もしくは注意の喚起を受けた者。
- d 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者。

(20) 低入札価格調査対象工事に係る対策について

- ① 次に示す段階において、監督職員が文書により請負業者に不備の指摘及び改善を指示した場合、その回数に応じ以下の対策を講ずる。

ア 施工確認段階

イ 施工体制点検段階（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

ウ 下請け契約状況調査（施工体制確認のための追加資料との整合確認を含む。）

- ② 上記①に示す文書指示を受けた場合、以降の1年間において沖縄総合事務局管内（農林水産部発注工事）の別の新規工事における総合評価落札方式の評価点等を次のとおり減点する。

ア 総合評価落札方式の場合

1年間にわたり、当該企業の総合評価方式による加算点を50%マイナスする。

- ③ 上記①に示す文書指示の回数が2回に達した場合、対象工事が完成検

査に合格し完了するまでの間（対象工事が2箇年以上にまたがる工事については、文書指示が2回累積した日から1年間を限度とし、その後、再度文書による改善指示を行った場合にはその時点で、同様の措置を改めて講ずる。）、沖縄総合事務局管内（農林水産部発注）の別の新規工事における入札参加制限を講ずる。

④ 本工事の工事成績が65点未満の場合、評定通知日から1年間、上記②と同様の措置を講ずる。

- (21) 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (22) 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に無断で使用することはできないものとする。
- (23) 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- (24) 詳細は入札説明書による。